

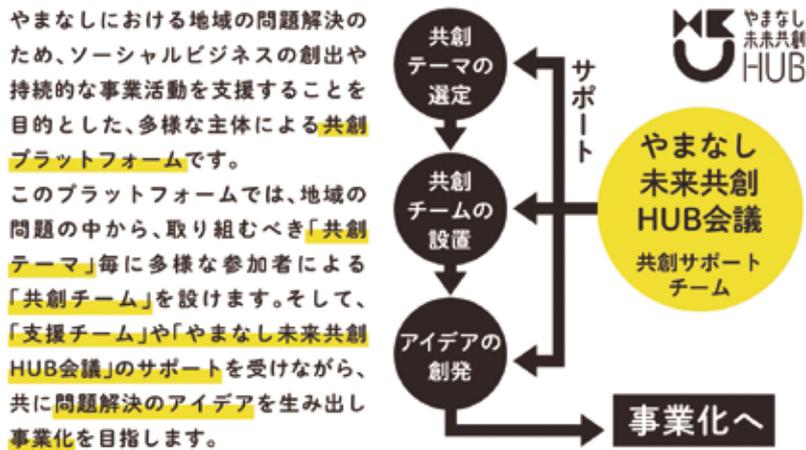
## 共創による社会的課題の解決に向けた取組み

調査研究部長 佐藤 文昭

地域を取り巻く様々な問題が複雑化・複合化する中で、地域シンクタンクに求められることも少しずつ変化がみられます。従来は、自治体からの総合計画や各種計画の策定支援業務が中心でしたが、例えば、市民を対象としたまちづくりのワークショップや計画立案に向けた議論の場づくりなど、具体的な事業の実施を見据えた支援業務などもみられるようになってきました。それは、行政の施策・事業が、行政だけで実現することは難しく、自ずと市民や事業者などの理解や協力が不可欠になりつつあることを意味しているといえるでしょう。

山梨総合研究所では、今年度より山梨県の補助事業として、民間団体等が取り組む社会的課題の解決に向けたソーシャルビジネスの創出やそのための事業活動を支援することを目的とした「やまなし未来共創プロジェクト事業」を実施しています。初年度となる今年度は、社会人の感性や想像力は育むことを目指した『子ども』を「学び、子ども」と「学ぶ社会を創ろう!」、障害者の雇用機会の創出を目指した『だれもが働きが

### やまなし未来共創HUBとは？



※「共創」とは、多様な立場の人々が対話を通じて、新しい価値を「共」に「創」り上げていくことです。

#### 【やまなし未来共創HUB会議】

山梨県、山梨県市長会、山梨県町村会、やまなし産業支援機構、やまなし観光推進機構、山梨県商工会議所連合会、山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、山梨県民信用組合、都留信用組合、山梨日日新聞社・山梨放送、テレビ山梨、大学コンソーシアムやまなし、山梨県ボランティア協会

やまなし未来共創 HUB のリーフレット

いを感じられる社会を創ろう!』及び地域における若者の活躍の場づくりを目指した『若者が自己実現できる社会を創ろう!』の3つのテーマを掲げました。また、事業化を支援するための仕組みとして、行政や経済団体、金融機関、報道機関などにより構成される「やまなし未来共創

HUB会議」を設立し、各テーマの事業化に向けた支援を行っていくこととしました。

こうした取組み全体を「やまなし未来共創HUB」と名付け、7月のキックオフフォーラムを皮切りに各テーマへの参加者を募集し、県内外延べ41名の参加者による3つの共創

チームを設け、コロナ禍のため主にオンラインによりディスカッションを重ねてきました。



キックオフフォーラムの様子

実際に取組みを始めてみると、多様な参加者とのディスカッションは容易なものではなく、参加者ひとり一人の想いや価値観が異なる中で、私たちは参加者のモチベーションを維持しながら対話を続けていくことの難しさに直面することとなりました。全ての参加者にとって意見が言いやすい安心・安全な場はどのようなものか、異なる考えを否定せずに受けとめていくにはどうしたらよいのか、様々な意見が発散する中でどのように議

論を方向付けたらよいのかなど、様々な困難に直面しつつも、各研究員は悩みながらチーム運営に取り組んできました。

こうした対話の場づくりは、これからの自治体の計画づくりにおいても重要性を増してくるでしょう。前述の通り、行政の施策事業においても市民や事業者の理解や協力が求められる中で、行政側の考えだけで事業を進めることは困難です。だからこそ、検討プロセスを通じて多様な主体間の意見をすり合わせていくことが極めて重要なのです。そのため



テーマ別のディスカッションの様子

には、これまでの行政主導により計画を策定し推進していく「強いリーダーシップ」から、多様な主体の声に耳を傾け、市民や事業者とともに地域課題の解決に向けた取組みを推進していく「コーディネーター」としての役割が求められるのではないのでしょうか。

我々地域シンクタンクとしての山梨総合研究所も、計画づくりという成果Ⅱアウトプットから、施策事業の実施を通じた効果Ⅱアウトカムにコミットする取組みへとシフトしようとしています。政策立案を支援することに加え、そのプロセスにおいて市民や事業者を巻き込んでいくことを通じて、行政と市民がサービスを提供する側とそれを享受する側という関係から、共に地域を創っていくパートナーとしての関係を築いていくことを目指しています。

今年度のやまなし未来共創HUBの取組みを通じてどのような成果や効果が得られるかは、実際のところまだ見えていません。しかしながら、「答えありき」で議論するのではなく、対話を通じてみんなで解決策を探していくことが大切だと考えています。その過程で築かれる関係性こそが、この取組みの成果のひとつと捉えることが出来るでしょう。そして、この関係性から、様々な事業が生まれていくことを期待しています。

# 市町村の

# 元気印

「知る・会う・過ごす・生まれる」

## 月一度のピクニックのような 青空商店街

ふえふきマルシェ実行委員会

会長 渡辺 吉治

その昔、私たちの地域には球技会や運動会、お祭り等の地域行事がありました。育児学級や公民館文化部（書道・生け花・民踊等）の集まりもありました。私の祖母はゲートボールを毎日楽しんでいました。

気付くと、少子高齢化・核家族・生活様式の多様化により、これまでの活発な地域活動を継続するには役員選任の困難さとその後の協力体制等、ワクワクした昔の思い出をそのまま再現することは無理な状況となっています。しかし、どういう形であれ、コミュニティが確実に必要であることは皆が承知の事実なのです。しかも自主的に、更には自立と継続可能であることも重要なポイントです。

さて、都会のコロナウイルス感染拡大の終息見通しもままならない状況のある日、「みんなの広場（石和温泉駅近くの市所有の公園）が完成したら、そこで『ふえふきマルシェ』を盛大に開催しようよ」と同じ志を持つ異業種仲間と話が盛り上がりました。



「ただ『モノを売買する場所』ではなくて、何か発見や知ることができて、そこには出会いがあって、みんなが楽しく過ごしたり、くつろげたり、そこから何か生まれるって、凄いいねえ!!」「多くの人に喜んでもらうには会場の安全確保や運営管理も重要!!」「駐車場が点在するかもしれないけど、歩くことも楽しんで欲しいし、広場を拠点に周辺も「面」として活気が生まれると最高じゃない!!」実際には数々の課題がありますが、それでも人々の笑顔を想像するだけで夢はどんどん膨らみます。

実現にむけて市と意見交換した際に、「運営において市民はどのような回答をしましたか」との質問がありました。その時はこられるお客様が、月に一度の第3日曜日にみんなの広場に出かければ、『何か楽しいことをしている』という市民が笑顔で交流できる場を作ること。『モノを売買する場所』としての役割だけでは



実際集客は困難です。例えば、軽運動教室を同時開催したら、教室に興味を持たれて来場した方が次回のマルシェへの参加につながるかもしれないし、家に親子でこもっていて悩んでいる方がマルシェにいらして、親子で楽しめる遊びのきっかけが見つかるかもしれない。当然、主なターゲットは笛吹市民だが、お客様は市外の方も、観光の方もいらっしゃる。出店者を見ても、市外の方も県外の方もいらっしゃる。この方たち全てが、市を、ふえふきマルシェを、盛り上げてくださるボランティアとも言える。ふえふきマルシェ実行委員会の関係者は市外の者もいるが、市民が中

心となり参加者全員を巻き込んで笛吹市のにぎわいや交流の場を生み出すことを目指しています。」と。

その昔現存したコミュニティが形を変えて今実現しようとしています。第1回は令和3年12月19日(日)に開催され、70店舗を超える出店があり、大勢のお客様で大変にぎわいました。本誌が発行される頃には市民に徐々に周知され、春の優しい日差しを浴びながら、老若男女が思い思いに素敵な時間を過ごしていることでしょう。そんなコミュニティの場にどうぞピクニック気分



地域活性化起業人以外の外部から人材を受け入れるための制度について教えてください。



専門知識を持つ人材を受け入れるための制度は「自治の風 Vol.49 及び Vol.50」にて紹介しましたが、外部から人材を受け入れるにあたっては次の制度も有用です。

### (1) 地域おこし協力隊制度

平成21年度より導入された本制度は、地方へ移住する際の地域に入る足がかりとして創設されました。都市地域から過疎地域等の条件不利地域に生活の拠点を移し、農業や住民の生活支援等の地域活性化事業に従事します。地方公共団体が委嘱し、隊員一人あたり470万円を上限に特別交付税措置される制度です（令和4年度以降は480万円を上限に特別交付税措置される予定）。



また令和3年度より「地域おこし協力隊インターン」制度が新たに創設されました。現在も実施されている「おためし地域おこし協力隊」（2泊3日程度）制度よりも期間は長く、最長3ヶ月となり、受け入れる市町村に対して、プログラム作成などの経費として1団体あたり最大100万円、及び報酬を含む参加者の活動経費として1人1日あたり最大1.2万円の特別交付税措置を講じられます。

### (2) 地域プロジェクトマネージャー制度

令和3年度より導入された本制度は現場の責任者として「重要プロジェクト」をマネジメントできる「ブリッジ人材」を雇用する制度です。「重要プロジェクト」を推進するには、地域、行政、民間、外部の関係者といった多様な主体の考え方や発想を理解し、適切に調整や橋渡しができる人材を配置することが極めて大切です。そうした人材を市町村が雇用する際に発生する経費を対象に、年間650万円を上限に特別交付税措置される制度です（1市町村あたり1人が上限）。

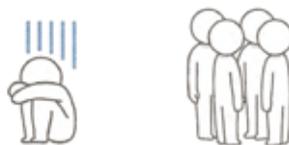
### イメージ

#### ★ブリッジ人材が不在だと・・・

・コミュニケーション不足から混乱が生じ、関係者がお互いに不信感



・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実感があがらない状態に

#### ★地域プロマネ任用により・・・

・多様な関係者間を調整、橋渡し



・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に成果へつなげる！

### まとめ

専門知識を持つ人材や外部からの人材を確保する制度は複数あります。地域の実情に応じて、効率的に推進できるよう組み合わせながら、是非ご活用ください！



地方交付税について教えてください。



地方交付税は、本来地方の税収入とすべきですが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（固有財源）という性格をもっています。また、地方交付税の用途は、国庫補助金と異なり地方団体の自主的な判断に任されており、国がその用途を制限したり、条件を付けたりすることは禁じられています（地方交付税法第3条第2項）。

地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額とされています（地方交付税法第6条）。

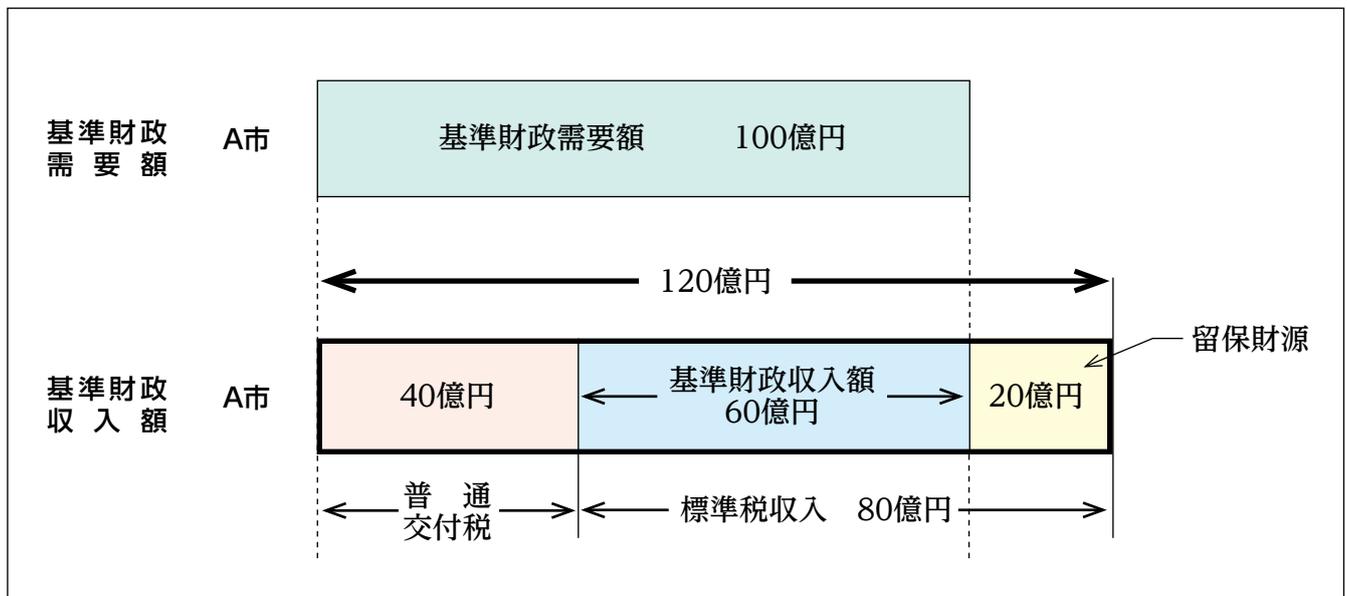
地方交付税には、基準財政需要額が基準財政収入額を上まわった場合、その差額が交付される普通交付税と普通交付税で捕捉されない特別の財政需要等に対して交付される特別交付税があります。

交付税総額のうち、普通交付税の額が94%、特別交付税の額が6%とされています（地方交付税法第6条の2）。

※「基準財政需要額」：標準的な人件費・行政経費による額で、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額

※「基準財政収入額」：標準的な税率・徴収率で算定した地方税収入に算入率（75%）を乗じた額で、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額

### 普通交付税の仕組み





市町村振興資金の「特定支援事業」について教えてください。



### 【市町村振興資金について】

○市町村振興資金は、市町村の振興と、市町村財政の円滑な運営に資するために設置され、市町村及び市町村の組合に対して貸付を行っています。

### 【特定支援事業について】

○令和3年度に、以下の事業を対象とする「特定支援事業」が貸付メニューに追加されました。

#### ●対象事業

市町村等が優先的かつ集中的に取り組むインフラ・公共施設等整備のうち、以下の事業を対象としています。

##### (1) 防災・減災対策関連事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために行う治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、道路防災、農道防災、林道防災及び都市公園防災等の防災・減災につながると認められる事業（県事業への負担金を含む。）

##### (2) 公共施設等最適配置推進事業

公共施設等総合管理計画に基づいて行う公共施設等の集約化・複合化事業、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び除却事業であって、公共施設等適正管理推進事業債を充当する事業

#### ●充当率

100%

#### ●充当率の考え方

(1) 国の地方債の振替部分、国の地方債の充当残部分いずれも貸付対象とします。

ただし、交付税措置のある国の地方債が充当可能な場合には、当該充当部分には当該国の地方債を充当することとし、充当残部分のみを貸付対象とします。

(2) 公共施設等適正管理推進事業債の充当残部分のみを貸付対象とします。

市町村振興資金には、道路や公共施設の整備事業に充当可能な「一般事業」もありますが、一般事業よりも特定支援事業に優先的に貸付を行うこととしているほか、特定支援事業は充当率が一般事業（75%）に比べて高く設定されています。

市町村振興資金の「特定支援事業」について、上記は令和3年度の内容となりますが、令和4年度についても、同内容で当初予算案に計上されています。

# ヤングケアラーへの支援

山梨県子育て支援局子ども福祉課 総括課長補佐 廣瀬 充

## ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、本県では、課題を抱える子どもにしっかり寄り添っていくため、「本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもであって、子ども自身の権利が侵害されている者」としています。

親の就労や、家事・育児・介護等の家族の世話とのバランスがとれている状態から、家族が病気になるったり、障害をもつことで介護が必要になったり、親の就労時間の増加や、親の離婚などにより養育が不十分になると、そのバランスが崩れます。それを支える人手が十分でないときには、子どもであってもその役割を引き受けて、家族の世話をしている状況が生じます。

一度この状態になると、バランスを保ち続けるために、子どもが役割を担い続ける状況になると指摘されています。

## ヤングケアラーの類型図



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気の家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など、慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟/illustration: Izumi Shiga

## 実態調査結果

県では、令和3年7月から8月にかけて、県内の小学校6年生から高校3年生までのすべての児童生徒、約5万3千人と、学校や子ども食堂、民生委員など、ケアを必要とする子どもや家族に関わる関係機関を対象に実態調査を実施しました。

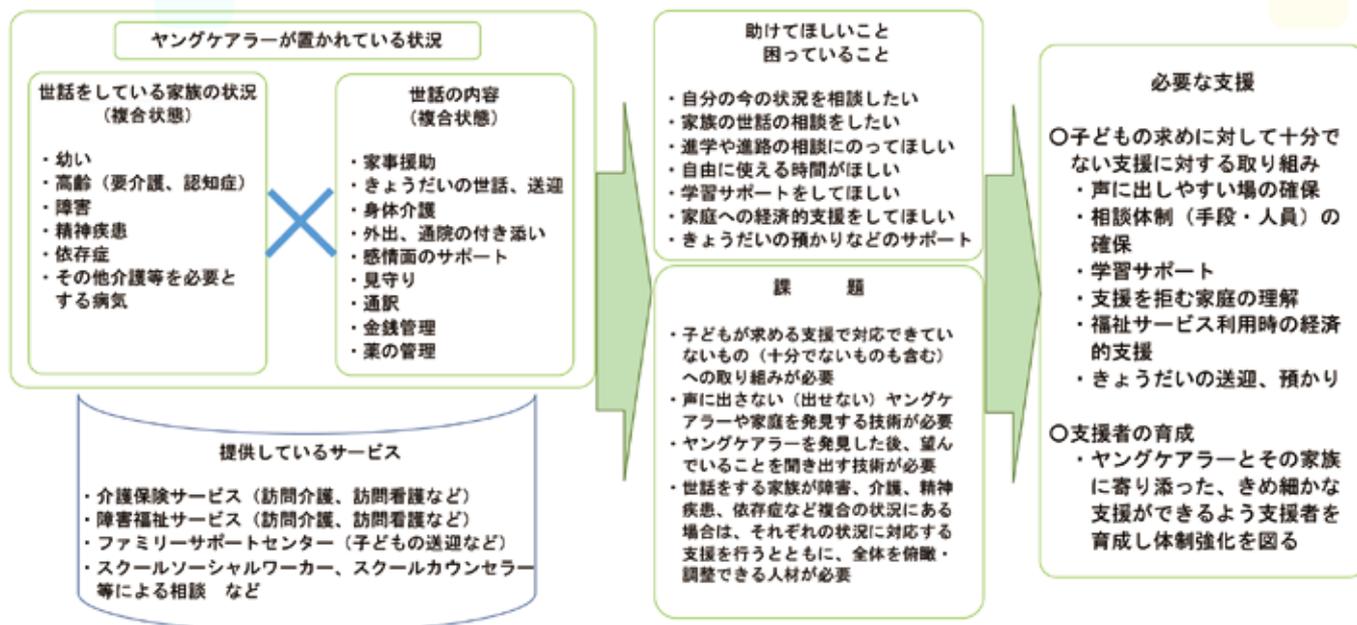
### 調査結果（子ども 児童生徒）

●ヤングケアラー（該当すると思われる子どもを含む）の存在、認知度  
世話をしている家族が「いる」と回答した割合は、およそ16人に1人（全体の6・1%の2437人）、小学生では、およそ17人に1人、中学生では、およそ12人に1人、高校生では、およそ27人に1人となっています。  
自分が「ヤングケアラー」であると回答した割合は、およそ66人に1人（全体の1・5%の595人）となっている一方、6割以上の子どもが「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがない状況となっています。

### ●世話の状況、家庭の状況

毎日、家族の世話をしている子どもは3人に1人、世話をしているためにやりたいことができなことがある子どもはおよそ4人に1人、その多くが「自分の時間がとれない」状況であると回答しています。

## 家族の状況から課題までの図



また、世話をしている家族の状況は、高齢、幼い、障害、介護等であり、世話をしている内容も家事、きょうだいの世話、身体介護等と、複合化している状況がうかがえます。

### ● 子どもの相談の経験・求める支援

世話についての相談経験があると回答した割合は約1割となっています。

学校や大人に対して、求める支援は「ない」と回答した割合が最も高いものの、「自分の今の状況について話を聞いてほしい」「進路や就職などの将来の相談にのってほしい」といった相談支援を求める割合が高く、次いで、「自由に使える時間がほしい」、小中学生では、「学習サポート」、高校生では、「家庭への経済支援」を求めている状況となっています。

### 調査結果 (支援者)

学校、市町村要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センターなど子どもや家庭の支援者において「ヤングケアラー」という言葉の認知度は高いものの、内容について詳細に認識している割合は低くなっています。

子どもや家庭の支援者からみた支援者間の連携については、市町村の福祉や保健部門とのつながりが強いものの、子ども食堂や民生委員といった地域の支援者とのつながりが弱い傾向となっています。

また、支援者側からみた家庭の様子は、家族が高齢、幼い、障害、精神疾患等の理由により、子どもが家事、見守り、外出・通院等の付き添い、金銭管理等を担っていたケースが多い状況となっています。世話をする家族が介護・障害福祉サービス等を利用すること

で、家族の世話をする子どもの負担軽減が図られている一方で、家族が支援を望まない場合には、十分な支援とはなっていない状況もあります。

実態調査から、必要な支援として「子どもが声に出しやすい場の確保」「子どもが相談できる体制 (手段・人員) の確保」「学習サポート」「支援を拒む家族の理解」「福祉サービス利用時の経済的支援」「きょうだいの送迎、預かり」などが浮かび上がっています。

### 支援の必要性

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しづらく、社会的認知度も低いいため、周囲の大人のみならず、子ども自身やその家族さえも自覚がない場合があります。背景には、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といったさまざまな要因があります。ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、その心身の健やかな育ちのためには、関係機関・団体等が連携し、ヤングケアラーを早期発見し、必要な支援機関へ確実につなぎ、適切な支援を提供することが重要です。

何らかの支援を必要としている子どもや家庭に対応するため、支援者は声に出さない (出せない) 子どもや家庭を発見する技術や、発見した後、望んでいることを聞き出す技術や身につける必要があります。

また、世話をする家族が障害、介護、精神

疾患、依存症など複合の状況にある場合は、それぞれの状況に対応する支援を行うとともに、全体を俯瞰・調整できる人材が必要となります。

### ヤングケアラーへの支援

県では、令和3年度において、さまざまな関係者による包括的な支援の仕組みづくりを検討するヤングケアラー支援ネットワーク会議を設置し、会議において、連携支援のためのガイドラインを作成しました。また、喫緊の対策として、学校現場で支援にあたるスクールソーシャルワーカーの相談体制の強化を行うとともに、子ども向けの啓発動画を配信するなどヤングケアラーに対する理解の促進に取り組んでいます。

さらに、令和4年度においては、ヤングケアラーが相談したり、悩みや経験を共有できる集いの場やSNS相談窓口を設置することとしております。また、ヤングケアラーとその家族に寄り添った支援を行うため、体制強化に向けた支援者の育成及び、関係機関と民間支援団体等とのつなぎ役となる人材の育成に取り組むこととしております。

### 子どもたちの笑顔あふれる山梨へ

子どもが家族の世話をすること自体は、とても尊いことです。ただし、自らが担う家族の世話により、自分自身の希望や期待を諦めざるを得ない子ども、家族の世話の負担がゆえに日常の家庭生活に辛さを覚えるような子

どもを社会全体で支えていく必要があります。

子どもは、日々、かけがえない成長の時間を過ごしています。子どもの健やかな日常や家庭生活、精神涵養に害が及びかねない状況や環境に対しても、きめ細かな対応をしていく必要があります。そのため、教育や介護、福祉、医療等の関係者の連携体制を構築し、発見から支援に至る包括的な仕組みづくりを進めていくことが必要です。

今回ご紹介した県の取り組みをはじめ、子どもや家庭と直接接する市町村や関係機関のみならずとともに、子どもたちの健やかな成長と笑顔に寄り添うことで、本県の子どもの家庭福祉がより一層推進されるものと確信しております。

## ヤングケアラーへの支援



### ヤングケアラー

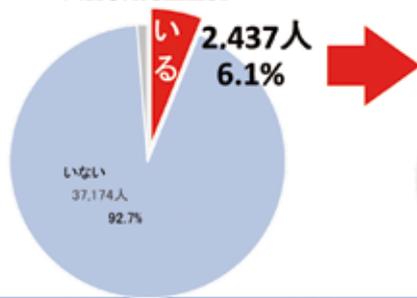
本来、大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもであっても、そのことにより自身の権利が侵害されている者

### 実態調査の状況

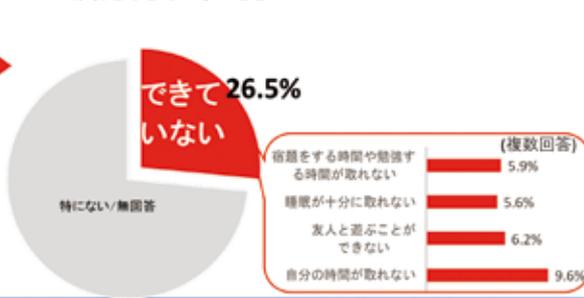
※「ヤングケアラーの実態に関する調査報告書」(令和3年9月 山梨県)

調査対象：小学6年生～高校生約5万3千人 (ほか、全小・中・高職、全庁町村、子どもの居る児童福祉事業所、地域包括支援センター専門職 等)

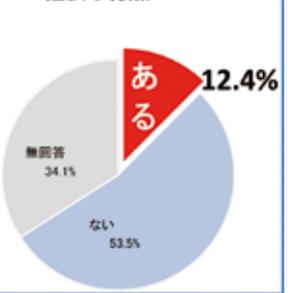
世話をしている家族が「いる」と回答した児童生徒



世話をしているために、やりたいけれどできていないこと



お世話について相談した経験の有無



子どもたちが家族の世話を抱え込み、自らの未来を諦めてしまうような事態

子どもたちが将来への希望や期待を抱き、その実現に向けて挑戦できる地、山梨

### 子どもやその家族に寄り添った支援

#### 相談支援の推進

- 相談啓発動画制作
- 相談支援体制の強化  
スクールソーシャルワーカーの勤務時間拡充

#### 包括的な仕組の構築

- ヤングケアラー支援ネットワーク会議  
包括的な仕組みづくりを検討
- 支援体制の整備  
連携支援のためのガイドライン作成・展開

#### 認知度の向上

- 研修会・講演会の実施  
認知、支援スキル向上

更なる支援策の検討